

島教保第568号  
平成24年1月26日

各県立学校長様

保健体育課長

### 「インフルエンザ流行注意報」を受けての感染拡大防止対策の徹底について（通知）

各学校におかれましては、インフルエンザの予防及び感染防止対策を徹底していただくとともに、臨時休業措置等についても適切に行っていただいておりますことに改めて感謝申しあげます。

さて、島根県内でのインフルエンザ様疾患の流行状況については、定点医療機関の報告数による県内平均値が、1月16日からの1週間で急増し、「流行注意報」レベル（10.0）を超える10.1（松江：8.9 雲南：9.3 出雲：17.3 県央：6.3 浜田：5.6 益田：10.0 隠岐：2.5）になり、別添のとおり、流行注意報が発令されました。

つきましては、特に下記の点に留意するなど、インフルエンザ感染拡大防止のため、今一度指導の徹底をお願いします。

記

#### 一般的な事項

- 1 学級、部活動等での健康観察を引き続き徹底する。
  - 2 臨時休業措置を採る場合は、午後1時までに管轄の保健所及び教育庁保健体育課に報告する。
    - ※ 報告書は、学校欠席者情報収集システムの「欠席者入力」の画面から作成可能。
    - ※ 週末にかけて措置をとる場合は、土日も措置期間にすることで、より効果的な感染拡大防止につながる（指導要録上の措置期間とは異なる）。
  - 3 学校欠席者情報収集システムへの入力を続けるとともに、「地域の状況」の画面により、近隣及び全県の感染状況を確認し、指導の参考とする。
- また、必要に応じて、近隣の学校と感染状況について連絡を取り合う。

#### 児童生徒・保護者への指導

##### 1 自分が感染しないために

- ① 飛沫感染を防ぐ → 人ごみを避ける。やむを得ない場合はマスクを着用する。
- ② 接触感染を防ぐ → 手洗いを励行する。

##### 2 他の人にうつさないために

- ① かかったなどを感じたら（発熱、咳、喉の痛み、鼻汁、鼻づまり等）、登校・外出せず受診する。
  - ② 他の人に咳やくしゃみをかけないよう、必ずマスクを着用する。
  - ③ 医師から指示された自宅療養期間を厳守し、登校せず療養に努める。
- ※ 出席停止期間の基準は解熱後二日を経過するまで（学校保健安全法施行規則第19条）

##### 3 医療機関を受診する際は

- ① マスク着用の上で受診する。
- ② 受診の結果を学校に連絡する。

【本件連絡先】教育庁保健体育課

健康づくり推進室 松井 浩美

電話 0852-22-6145 FAX 0852-22-6767

島教保第568号  
平成24年1月26日

各市町村教育委員会教育長様

島根県教育庁保健体育課長

### 「インフルエンザ流行注意報」を受けての感染拡大防止対策の徹底について（通知）

各市町村教育委員会におかれましては、インフルエンザの予防及び感染防止対策を徹底していただくとともに、臨時休業措置等についても適切に行っていただいておりますことに改めて感謝申しあげます。

さて、島根県内でのインフルエンザ様疾患の流行状況については、定点医療機関の報告数による県内平均値が、1月16日からの1週間で急増し、「流行注意報」レベル（10.0）を超える10.1（松江：8.9 雲南：9.3 出雲：17.3 県央：6.3 浜田：5.6 益田：10.0 隠岐：2.5）になり、別添のとおり、流行注意報が発令されました。

つきましては、特に下記の点に留意するなど、インフルエンザ感染拡大防止のため、今一度指導を徹底するよう、所管の学校に指導をお願いいたします。

記

#### 一般的な事項

- 1 学級、部活動等での健康観察を引き続き徹底する。
- 2 臨時休業措置を採る場合は、午後1時までにFAXにて管轄の保健所及び市町村教育委員会に報告する。
  - ※ 報告書は、学校欠席者情報収集システムの「欠席者入力」の画面から作成可能。
  - ※ 週末にかけて措置をとる場合は、土日も措置期間にすることで、より効果的な感染拡大防止につながる（指導要録上の措置期間とは異なる）。
- 3 学校欠席者情報収集システムへの入力を続けるとともに、「地域の状況」の画面により、近隣及び全県の感染状況を確認し、指導の参考とする。  
また、必要に応じて、近隣の学校と感染状況について連絡を取り合う。

#### 児童生徒・保護者への指導

##### 1 自分が感染しないために

- ① 飛沫感染を防ぐ → 人ごみを避ける。やむを得ない場合はマスクを着用する。
- ② 接触感染を防ぐ → 手洗いを励行する。

##### 2 他の人にうつさないために

- ① かかったなど感じたら（発熱、咳、喉の痛み、鼻汁、鼻づまり等）、登校・外出せず受診する。
- ② 他の人に咳やくしゃみをかけないよう、必ずマスクを着用する。
- ③ 医師から指示された自宅療養期間を厳守し、登校せず療養に努める。

※ 出席停止期間の基準は解熱後二日を経過するまで（学校保健安全法施行規則第19条）

##### 3 医療機関を受診する際は

- ① マスク着用の上で受診する。
- ② 受診の結果を学校に連絡する。

【本件連絡先】島根県教育庁保健体育課

健康づくり推進室 松井 浩美

電話 0852-22-6145 FAX 0852-22-6767